

LPA の会からのお役立ち情報

預貯金口座の色々

使っていない
預金通帳ありませんか？

通帳はご家庭によって、いろいろ使い方が
あると思います。

口座を一つで管理している人は、わかりやす
く管理しやすいです。

給与受取口座、光熱費などの引落口座、教育
費を貯蓄するための口座など、用途に応じて使
い分けている方もいると思います。また、支店
ごとにつきあいで口座を開設したことがある
方もいると思います。ご家庭に眠っている通帳
がないか、確認してみてください。

2年以上使っていない未利用口座に、手数料
を課す銀行が増えています。2021年7月1日
以降に開設された口座については、2年使用し
ないと事前に通知が届きます。未利用口座手
料引落日までに入出金などの取引がない場合、

手数料が引き落とされます。手数料分の残高が
ない場合でも、残高全額が引き落とされ、自動
解約となります。各銀行の対応については、開
始時期などが異なるため一度調べてみてくだ
さい。

2009年1月1日以降に入出金などの取引
があり、最後の取引から、10年取引がない預金
は休眠預金となります。休眠預金になると、国
が定める「休眠預金等活用制度」により、各金融
機関から預金保険機構に移管された後、毎年
度、必要な額がNPO法人などの「指定活用団
体」に交付されます。休眠預金になっても、払い
戻しはできますが、金融機関窓口での手続きが
必要となります。

最後の取引が2009年1月1日より前の口
座は上記制度の対象外となります。その場合は
法律によってその口座での取引がない場合に
財産権を失う時効が決まっており、時効を過ぎ
ると預金は金融機関のものとなります。時効は
銀行で5年、信用組合、信用金庫で10年となっ

ています。しかしながら、絶対ではありません
が、一般的に金融機関では時効を迎えた預金に
ついて払い戻しの運用がされているため、時効
が来ている預金であっても、まず該当する金融
機関の窓口払い戻せるか問い合わせてみま
しょう。

これ以外にも法律によって休眠預金となら
ないものがあります。例をあげると2007年9
月30日以前に預け入れた定期性の郵便貯金
です。こちらは旧郵便貯金法により、満期後20
年2ヶ月で時効消滅し、国庫に納められます。

使っていない口座や古い口座は解約しま
しょう。合併などで通帳の金融機関がなくなっ
ている場合もあるかと思いますが。合併後の金融
機関で手続きが可能です。金融機関によって手
続きが異なるので、事前に電話連絡などして
みて下さい。

断捨離、終活にもなります。口座解約でスッ
キリしましょう。

Q&A拡大版

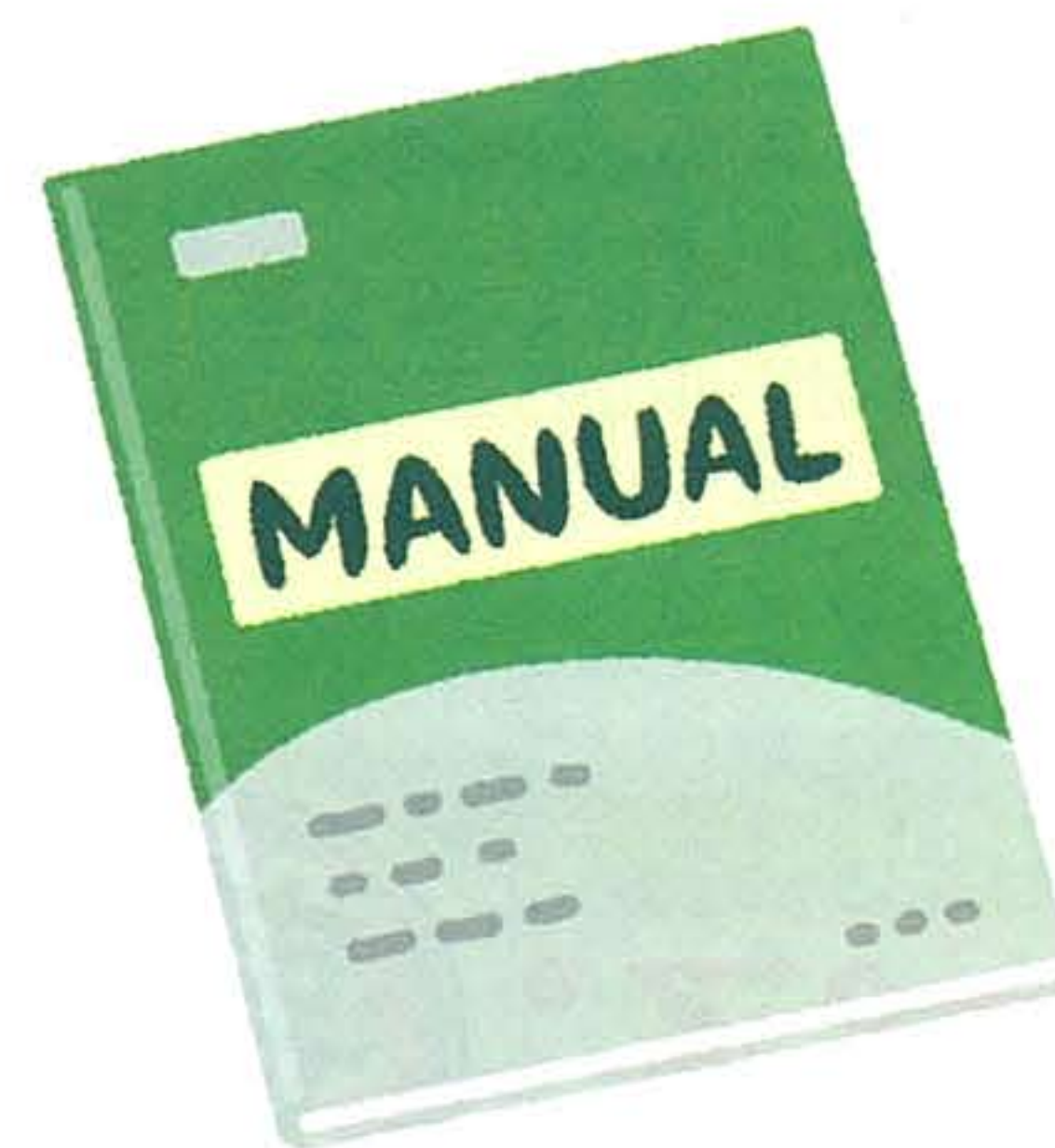
無添加調味料（化学調味料不使用みそ・しょうゆ）も積極的にチラシ
に載せて欲しいです。よろしくお願いします。

まずはじめに2022年3月30日、消費者庁
より発表された「食品添加物の不使用表示に関
するガイドライン」により、「化学調味料」など
の食品表示基準で規定されていない用語を使用
することが2024年4月1日以降禁止となりました。
これに伴い、商品名および商品パッケージ
に「化学調味料」や「化学調味料不使用」とい
った表記がなされた商品（加工食品）は流通し
ていないこととなっております。

また、同ガイドラインにより2024年4月以
降、単に「無添加」と表示するのではなく、「何

が無添加なのか」を具体的に記載することが必
要となっております。ご要望いただきました「無
添加調味料（化学調味料不使用みそ・しょうゆ）」
については、何が添加されていないみそ・しょ
うゆをご要望なのか、または具体的な商品名等
をお知らせいただければ、コープ東北生協宅配
Weekカタログでの企画・取り扱いの可否につ
いて個別に調査・確認し、回答差し上げたいと
考えております。何卒ご理解賜りますようお願い
申し上げます。

コープ東北商品本部



ガイドラインの話し

今回、回答のなかで「食品添加物の不使用
表示に関するガイドライン」が出てきました。

ガイドラインとは、行政が示す指針のことで、
通常法的拘束力はなく、トラブルの防止や利
用をしやすくするために定められます。そのた
め、ガイドラインに違反しても是正を求めるこ
とくらいしかできず、罰則を与えることはでき
ないのが通常です。しかしながら中には、法
的拘束力を持つものもあります。

「食品添加物の不使用表示に関するガイドラ
イン」は、食品衛生法で添加物とその表示方
法については規定されている一方、表示方法
が多岐にわたる「不使用」の表示に関しては
事業者任せにされていたことから、「不使用」表
示については、実際どうなっているかわかりづ
らい表記があったことから定められました。例
を挙げると、「保存料無添加」としていながら、
保存料と類似した機能を持つ原材料を使用し
ていたなどです。そのため、ガイドラインには、
誤解を招く表現として10の類型（右）があげ
られています。

食品に関連するガイドラインとしては、ほか
にも食品の消費期限や賞味期限の表示に関わ
る「食品期限表示の設定のためのガイドライ
ン」や農産物の表示に関わる「特別栽培農
産物に係る表示ガイドライン」など様々ありま
す。

「食品添加物の不使用表示に関するガイ
ドライン」に表記されている誤解を
招く表現として挙げられている類型

類型1：単なる「無添加」の表示

（例：何が無添加なのか具体的に表記されて
いない。）

類型2：食品表示基準に規定されていない用
語を使用した表示

（食品表示基準にない、人工、合成、化学、
天然といった悪い・良い印象のある言葉を、
無添加あるいは不使用と共に用いることで、
実際のものより優良又は有利であると誤認さ
せる恐れがある。）

類型3：食品添加物の使用が法令で認められ
ていない食品への表示

（例：香料の使用が認められていない食品に、
香料不使用と記載した。）

類型4：同一機能・類似機能を持つ食品添加
物を使用した食品への表示

（例：保存料と同じ効果がある保存料以外の
食品添加物を使用した食品に保存料不使用と
記載した。）

類型5：同一機能・類似機能を持つ原材料を
使用した食品への表示

（例：アミノ酸を含有する抽出物を使用した食
品に添加物として調味料を使用していないこ
とを表示した。）

類型6：健康、安全と関連付ける表示

（事業者が独自に「健康・安全」について科
学検証し、それらと関連付けることは困難で
あり、これらを理由に不使用・無添加と表示
することは商品を優良・有利であると誤認さ
せる恐れがある。）

類型7：健康、安全以外と関連付ける表示

（例：おいしい理由として不使用・無添加を
表示した。商品が変色する可能性の理由とし
て着色料不使用と表示した。）

類型8：食品添加物の使用が予期されていな
い食品への表示

（例：ミネラルウォーターに保存料不使用や着
色料不使用と記載した。一般的に着色料が
つかわれておらず、食品そのものの色をして
いる食品に「着色料不使用」と記載した。）

類型9：加工助剤^{※1}、キャリアオーバー^{※2}として
使用されている（又は使用されていないこと
が確認できない）食品への表示

（例：原材料に保存料が使用されているにも
関わらず、商品に「保存料不使用」と記載した。
原材料への使用の有無が確認できていないに
も関わらず、自社工場内では使用していない
といった記載をした。）

類型10：過度に強調された表示

（例：商品に過剰に目立つように特定の添加
物を使用していないこと記載する、無添加の
文字を大きく、その近くに小さく保存料や着
色料と記載した。）